

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

令和4年3月11日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 向中野プラザ 盛岡市向中野字幅207番ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 いわて生活協同組合
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 いわて生活協同組合及び株式会社良品計画
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和4年10月21日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,095平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
  - ア 収容台数 171台
  - イ 出入口 2箇所
- (7) 駐輪場の収容台数 98台
- (8) 荷さばき施設の面積 180平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 38立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - ア いわて生活協同組合
    - (ア) 開店時刻 午前9時
    - (イ) 閉店時刻 午後10時
  - イ 株式会社良品計画
    - (ア) 開店時刻 午前9時
    - (イ) 閉店時刻 午後8時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - ア いわて生活協同組合 午前6時から午後10時まで
  - イ 株式会社良品計画 午前6時から午前8時まで

2 届出年月日 令和4年2月18日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所